

# 医師の意見書及び保護者の登園届

<医師用> (参考様式)

主治医様

ゆめの樹こども園さかい園長

## 感染症にかかわる登園に関する意見書について(依頼)

平素は、こども園の子どもたちの健康、安全にご理解ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。ご多忙の中誠に恐縮ですが、下記の園児の疾患について、意見書欄に記入の上保護者にお渡しくださいませよう、よろしくお願いいたします。

こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、意見書の記入をお願いします。

ゆめの樹こども園さかい園長様

## 感染症にかかわる登園に関する意見書

※ 園児名

※ 保護者の方で園児名を記入してください

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則第19条及び「保育所感染症対策ガイドライン」にもとづき、療養を指示していましたが、症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、年 月 日以降の登園が可能であると判断します。

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

- |                                    |                                    |                                       |  |
|------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 麻しん       | <input type="checkbox"/> 百日咳       | <input type="checkbox"/> 流行性角結膜炎      | <input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱・アデノウイルス咽頭炎  |
| <input type="checkbox"/> 風しん       | <input type="checkbox"/> 水痘・带状疱疹しん | <input type="checkbox"/> 急性出血性結膜炎     | <input type="checkbox"/> 腸管性出血性大腸菌感染症      |
| <input type="checkbox"/> 結核        | <input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎   | <input type="checkbox"/> 侵襲性髄膜炎菌感染症   | <input type="checkbox"/> インフルエンザ(A型・B型・不明) |
| <input type="checkbox"/> RSウイルス感染症 |                                    | <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症 | <input type="checkbox"/> その他 ( )           |

年 月 日

医療機関:

診察医師:

こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団でのこども園生活が可能な状態となっからの登園であるようご配慮ください。

医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること（乳幼児にあっては、3日経過していること）
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること 又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。

2018年改訂版 保育所における感染症対策ガイドラインより

<保護者用>（参考様式）

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

（なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。）

登 園 届 （保護者記入）

ゆめの樹こども園さかい 園長殿

入所児童名 \_\_\_\_\_

病名 「 \_\_\_\_\_ 」 と診断され、  
年 月 日 医療機関名 「 \_\_\_\_\_ 」 において  
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

保護者名 \_\_\_\_\_ 印又はサイン

こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。こども園入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。なお、保こども園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい感染症